

# パレット市民劇場 附属設備利用回数の算定基準

---

## 1. 基本的な考え方

附属設備利用料は、リハーサル・本番の実施に伴い、附属設備を使用可能な状態として準備・待機・運用している時間を基準として算定します。

そのため、附属設備利用料は、個々の設備を実際に操作・使用していた時間のみを積算して算定するものではありません。

また、附属設備の種類や運用形態により、算定方法が異なります。

---

## 2. 附属設備の区分

附属設備は、以下の区分ごとに算定します。

区分	主な設備	算定方法
舞台設備	照明・音響・舞台機構・備品等	リハーサル・本番ごと+4 時間単位
貸室備品	楽屋・練習室・ホワイエ備品等	1 日(申請時間枠)単位

---

## 3. 附属設備利用料の算定単位

### (1)舞台設備

① リハーサル・本番ごとに回数分の利用料がかかります

②4時間ごとに1回として算定します

リハーサルまたは本番における利用時間が、

- 4時間以内:1回
- 4時間を超える場合:2回

③ ピアノについては、下記の通りです。(調律時間は含めません)

- ピアノ使用がリハーサル、本番開始から4時間以内に終了した場合:1回
  - ピアノ使用がリハーサル、本番開始から4時間を超えて終了した場合:2回
-

## (2)貸室備品

ホワイエ、練習室、楽屋等で使用する有料備品については、申請された利用時間枠を1回として算定します。

---

## 4. 利用時間の考え方

### (1)照明・音響・映像等の舞台設備

照明・音響・映像等、舞台設備の附属設備については、リハーサル・本番の進行に伴い、設備を準備・待機・運用している時間を利用時間として算定します。

また、以下のような利用もリハーサル相当として算定します。

算定対象となる例

- 演者が舞台上がり、音響、照明、舞台機構いずれかの附属設備を利用する
  - 演者が舞台上で進行確認・場当たり・通し稽古を行っている
  - 演者不在であっても、音づくり、明かりづくり、転換稽古を30分以上行っている
- 

## 5. 休憩時間の取扱い

休憩は昼・夕それぞれ1時間確保するようお願いいたします。リハーサルを中断してお昼休みなどで休憩を取る際、1時間未満の休憩は連続した利用として扱います。

---

## 6. その他

- 附属設備の利用内容により、事前に利用計画・進行表等の確認をお願いする場合があります。
-

## 7. 舞台設備の附属設備料の算定イメージ

### 例1: リハーサル、本番それぞれ4時間以内の場合

	0h	1h	2h	3h	4h	5h
リハ	■					
本番	■					
	リハ：1回計算（3時間使用） + 本番：1回計算（2時間使用） = 合計：2回計算					

### 例2: リハーサルが4時間以上、本番4時間以内の場合

	0h	1h	2h	3h	4h	5h
リハ	■					
本番	■					
	リハ：2回計算（4時間30分使用） + 本番：1回計算（2時間使用） = 合計：3回計算					

### 例3: リハーサル、本番それぞれ4時間以内で、本番が1日2回の場合

	0h	1h	2h	3h	4h	5h
リハ	■					
本番①	■					
本番②	■					
	リハ：1回計算（3時間使用） + 本番：2回計算（2時間+2時間使用） = 合計：3回計算					

## 那覇市パレット市民劇場条例（平成25年4月1日施行）

### （利用許可の取消し等）第10条

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者が、この条例又はこれに基づく規則若しくは許可条件に違反したとき。
  - (2) 利用者が、正当な手続によらないで利用の目的、内容等を変更したとき。
  - (3) 災害その他不可抗力により市民劇場の利用ができなくなったとき。
  - (4) その他利用が不相当と認められるとき。
- 2 前項の規定に基づく利用許可の取消し又は利用の制限若しくは停止によって利用者が被った損失については、指定管理者はその責めを負わない。